



厚生労働省北海道労働局発表
平成29年9月27日

【担当】
厚生労働省
北海道労働局労働基準部賃金室
室長 松坂 伸雄
室長補佐 熊谷 智史
電話:011-709-2311(内3531)

北海道最低賃金は、時間額810円に

～ 効力発生日は平成29年10月1日です ～

北海道最低賃金は、本年10月1日から時間額810円(786円から24円引上げ)になります。

- 1 北海道最低賃金については、本年8月5日に北海道地方最低賃金審議会(会長 かとうともゆき 加藤智章)から北海道労働局長(引地睦夫 ひきちむつお)に答申が行われ、本年9月1日に官報公示されたことから、効力発生日である本年10月1日から時間額810円になります。
- 2 北海道労働局は、本年10月1日以降に労働者に支給される賃金が、改定された最低賃金額を下回ることはないよう、道内市町村、商工会議所・商工会、使用者団体、労働団体等合わせて約1,300団体にポスター等を配付し周知を依頼するなど周知・広報に努めています。
- 3 また、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下に示す助成金の支給などの支援を行っています。
業務改善助成金
キャリアアップ助成金
人事評価改善等助成金
北海道最低賃金総合相談支援センター
(～ については、別添リーフレット参照)

【 参 考 】

1 北海道最低賃金について

(1) 適用

北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

(2) 金額

北海道最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

(3) 特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」)で働く者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

2 北海道最低賃金の推移(過去10年間)

年 度	最低賃金額 時間額(円)	引上額 (円)	引上率 (%)
平成20年度	667	13	1.99
平成21年度	678	11	1.65
平成22年度	691	13	1.92
平成23年度	705	14	2.03
平成24年度	719	14	1.99
平成25年度	734	15	2.09
平成26年度	748	14	1.91
平成27年度	764	16	2.14
平成28年度	786	22	2.88
平成29年度	810	24	3.05

< 添付書類 >

- 1 平成29年度 地域別最低賃金改定一覧
- 2 北海道最低賃金リーフレット
- 3 業務改善助成金リーフレット
- 4 キャリアアップ助成金リーフレット
- 5 人事評価改善等助成金リーフレット
- 6 北海道最低賃金総合相談支援センターリーフレット

平成29年度 地域別最低賃金改定一覽

都道府県名	最低賃金時間額【円】		引上げ額【円】	発効年月日
	平成29年	平成28年		
北海道	810	(786)	24	平成29年10月1日
青森	738	(716)	22	平成29年10月6日
岩手	738	(716)	22	平成29年10月1日
宮城	772	(748)	24	平成29年10月1日
秋田	738	(716)	22	平成29年10月1日
山形	739	(717)	22	平成29年10月6日
福島	748	(726)	22	平成29年10月1日
茨城	796	(771)	25	平成29年10月1日
栃木	800	(775)	25	平成29年10月1日
群馬	783	(759)	24	平成29年10月7日
埼玉	871	(845)	26	平成29年10月1日
千葉	868	(842)	26	平成29年10月1日
東京	958	(932)	26	平成29年10月1日
神奈川	956	(930)	26	平成29年10月1日
新潟	778	(753)	25	平成29年10月1日
富山	795	(770)	25	平成29年10月1日
石川	781	(757)	24	平成29年10月1日
福井	778	(754)	24	平成29年10月1日
山梨	784	(759)	25	平成29年10月14日
長野	795	(770)	25	平成29年10月1日
岐阜	800	(776)	24	平成29年10月1日
静岡	832	(807)	25	平成29年10月4日
愛知	871	(845)	26	平成29年10月1日
三重	820	(795)	25	平成29年10月1日
滋賀	813	(788)	25	平成29年10月5日
京都	856	(831)	25	平成29年10月1日
大阪	909	(883)	26	平成29年9月30日
兵庫	844	(819)	25	平成29年10月1日
奈良	786	(762)	24	平成29年10月1日
和歌山	777	(753)	24	平成29年10月1日
鳥取	738	(715)	23	平成29年10月6日
島根	740	(718)	22	平成29年10月1日
岡山	781	(757)	24	平成29年10月1日
広島	818	(793)	25	平成29年10月1日
山口	777	(753)	24	平成29年10月1日
徳島	740	(716)	24	平成29年10月5日
香川	766	(742)	24	平成29年10月1日
愛媛	739	(717)	22	平成29年10月1日
高知	737	(715)	22	平成29年10月13日
福岡	789	(765)	24	平成29年10月1日
佐賀	737	(715)	22	平成29年10月6日
長崎	737	(715)	22	平成29年10月6日
熊本	737	(715)	22	平成29年10月1日
大分	737	(715)	22	平成29年10月1日
宮崎	737	(714)	23	平成29年10月6日
鹿児島	737	(715)	22	平成29年10月1日
沖縄	737	(714)	23	平成29年10月1日
全国加重平均額	848	(823)	25	

最低賃金、確認した？

北海道 最低賃金が改定されました。

平成29年
10月1日から

〈時間額〉

810 円

24円
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認！



最低賃金に関するお問い合わせは北海道労働局または最寄りの労働基準監督署へ
北海道労働局ホームページアドレス
<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



最低賃金制度とは？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上になっているか確認！



確認の方法は？

確認したい賃金^(※1)を時間額にして、最低賃金額^(※2)（時間額）と比較しよう。

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額

使用者も、労働者も、

必ず確認、最低賃金。

スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金を確認しよう！



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。(H29.9)



中小企業の 生産性向上を 支援します!

最低賃金引上げ支援

中小企業向け

業務改善 助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

**最低賃金の引上げ額が異なる
5つのコースからチョイスできます。**

助成の上限額

50万円~200万円

事業場内最低賃金が
750円未満の事業場で、
その額を30円以上引き上げた場合

事業場内最低賃金が800円以上
1000円未満の事業場で、
その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ!
アクセス

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



最低賃金引上げ支援 **業務改善助成金**

中小企業向け

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。

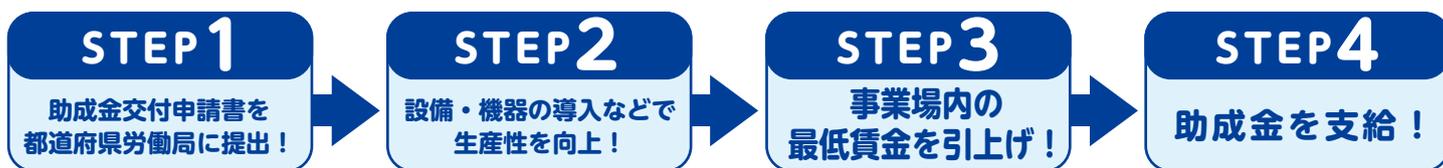


助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

●支給までの流れ



5つのコースから選べます！

事業場内 最低賃金の引上げ額	助 成 率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 (※) (常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は 3/4 (※)) ※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が 1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が 800円以上 1000円未満の 事業場
120円以上		200万円	

選べる
5つの
コース

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ※<>は生産性の向上が認められる場合の額、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>) ② 有期→無期：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ③ 無期→正規：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり28万5,000円<36万円>(大企業も同額)加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円<12万円>(大企業も同額)、②③：47,500円<60,000円>(大企業も同額)加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)加算
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・一般職業訓練(OFF-JT) ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT)	OFF-JT 賃金助成：1h当たり 760円<960円> (475円<600円>) 経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 (有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) 100時間未満の場合 10万円(7万円) 15万円(10万円) 100時間以上200時間未満の場合 20万円(15万円) 30万円(20万円) 200時間以上の場合 30万円(20万円) 50万円(30万円) OJT 実施助成：1h当たり 760円<960円> (665円<840円>)
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 4人～6人： 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) 7人～10人： 28万5,000円<36万円> (19万円<24万円>) 11人～100人：1人当たり 28,500円<36,000円> (19,000円<24,000円>) ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： 47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 4人～6人： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 7人～10人： 14万2,500円<18万円> (95,000円<12万円>) 11人～100人：1人当たり 14,250円<18,000円> (9,500円<12,000円>) ※ 中小企業において3%以上増額した場合、①：14,250円<18,000円>加算、②：7,600円<9,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)加算
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合	基本給の増額割合に応じて、1人当たり 3%以上5%未満： 19,000円<24,000円> (14,250円<18,000円>) 5%以上7%未満： 38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 7%以上10%未満： 47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 10%以上14%未満： 76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 14%以上： 95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合	1人当たり 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満： 38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 2時間以上3時間未満： 76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 3時間以上4時間未満： 11万4,000円<14万4,000円> (85,500円<10万8,000円>) 4時間以上5時間未満： 15万2,000円<19万2,000円> (11万4,000円<14万4,000円>)

◆ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

<事業主>

<労働局・ハローワーク>

<ジョブ・カードセンター>

キャリアアップ計画の
作成・提出

キャリアアップ計画
の作成援助・確認

人材育成コース以外

人材育成コース

訓練計画届
の作成

訓練カリキュラムの
作成支援等

〔人材育成コースの「**有期実習型訓練**」を実施する場合、訓練対象者はキャリア・コンサルティングを受け、「**ジョブ・カード**」の交付を受ける必要があります。〕

取組の実施

訓練計画届
の提出

訓練計画届の確認

訓練の実施

訓練実施状況の
確認

訓練実施に関する
相談・援助

支給申請

支給審査
支給決定

◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

◆ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください** (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)。

人事評価改善等助成金のご案内

「人事評価改善等助成金」は、生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、人材不足の解消を目的としています。

助成金の概要

A 制度整備助成：50万円

事業主が、生産性向上のための人事評価制度と2%以上の賃金のアップを含む賃金制度（以下「人事評価制度等」と表記します。）の整備、実施した場合に**制度整備助成（50万円）**を支給します。

B 目標達成助成：80万円

Aに加え、1年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上（P3）、労働者の賃金の2%以上のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合、**目標達成助成（80万円）**を支給します。

助成金支給までの流れ

1 人事評価制度等整備計画の作成・提出

（提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出）

2 認定を受けた①の整備計画に基づく人事評価制度等の整備

（労働協約または就業規則に明文化することが必要）

3 人事評価制度等の実施

（全ての正規労働者に実施することが必要）

4 A 制度整備助成の支給申請

【提出期間】2%以上の賃金がアップするものとして整備した人事評価制度等に基づく賃金が最初に支払われた日の翌日から起算して2か月以内）

（本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出）

5 助成金の支給
50万円

B 目標達成助成の支給申請

【提出期間】評価時離職率算定期間*の末日の翌日から起算して2か月以内
* 人事評価制度等に基づく賃金が最初に支払われた日の翌日から12か月間

（本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出）

助成金の支給
80万円

支給のための要件、手続きなどの詳細について、ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。



「生産性」と「生産性要件」について

我が国が、今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、個々の労働者が生み出す付加価値（生産性）を高めていくことが不可欠です。

このため本助成金では、企業における生産性向上の取組みを支援することを目的として、「A.人事評価改善等助成金（制度整備助成）」の支給を受けた事業主が、下の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合等に「B.人事評価改善等助成金（目標達成助成）」を支給します。

「生産性」の計算式

「生産性要件」における「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

「生産性要件」とは

助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて**6%以上伸びていること**

または、その3年前に比べて**1%以上（6%未満）伸びていること**（※）

（※）この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること

※なお、本助成金の受給には、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

「生産性要件」の具体的な計算方法

- 生産性要件を算定するための「生産性要件算定シート」を厚生労働省のホームページに掲載しています。これをダウンロードし、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定元帳の各項目から転記することにより生産性を算定できます。

ダウンロードはこちらから↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

- なお、助成金の支給申請に当たっては、各勘定科目の額の証拠書類（損益計算書、総勘定元帳など）の提出が必要となります。

賃金引上げに活用できる国の支援制度について聞きたい

事業の資金繰りについて相談したい

専門家による
無料相談
承ります。

賃金制度の整備、退職金の導入方法について教えて欲しい

財務体質の強化やコスト削減策についてアドバイスが欲しい

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様のために労務や経営管理などの専門家（社会保険労務士・中小企業診断士）による無料相談等のワン・ストップサービスを実施します。

窓口相談

[来所・メール
電話・FAX]

出張相談会

[全道
6か所にて開催]

専門家派遣

[1事業所3回まで
派遣可能]

相談室フリーダイヤル

フリーダイヤル



0120-67-3110

Email: sosien@h-chuokai.or.jp | URL: <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien>

北海道最低賃金総合相談支援センター
(北海道中小企業団体中央会 内)

午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

北海道最低賃金 総合相談 支援センター

北海道中小企業団体中央会 札幌本部内
月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）



社会保険労務士
中小企業診断士
千葉経営労務事務所
千葉 俊幸
Toshiyuki Chiba

専門分野

人事・労務管理制度の構築支援/
組織活性化支援/創業・新分野進出支援



特定社会保険労務士
森隆幸社会保険労務士事務所
森 隆幸
Takayuki Mori

専門分野

労働管理・年金の相談指導/
賃金制度等の策定/各種助成金の手続代行/
社会保険・労働保険の相談手続



特定社会保険労務士
岡部典子社会保険労務士事務所
岡部 典子
Noriko Okabe

専門分野

企業経営及び労務管理全般に関する相談/
会計帳簿記帳代行業務/給与計算/
就業規則作成・見直し/各種助成金手続代行



特定社会保険労務士
辻村社会保険労務士事務所
辻村 祐一
Yuichi Tsujimura

専門分野

企業における労働・労務管理に関する相談/
個別労使紛争に対するあっせん代理/
助成金申請の手続代行/給与計算業務



特定社会保険労務士
社会保険労務士事務所ひまわり
星川 聡子
Satoko Hoshikawa

専門分野

労務管理全般/企業の経理業務全般/
社会保険・労働保険手続代行/
各種助成金申請代行



特定社会保険労務士
島本社会保険労務士事務所
島本 幾子
Ikuko Shimamoto

専門分野

創業支援/介護事業・障がい者福祉事業等/
医院・介護福祉事業所の労務管理/
各種助成金の診断・書類作成・申請代行/
労使トラブルに関する相談



特定社会保険労務士
星野社会保険労務士事務所
星野 千恵子
Chieko Hoshino

専門分野

就業規則策定・改定・届出/
賃金制度策定・変更/助成金申請の相談・手続/
キャリア・コンサルティング



社会保険労務士
幌西労務管理事務所
羽生 利治
Toshiharu Hanyu

専門分野

就業規則策定/
在職年齢年金の相談指導/
助成金の活用相談・手続支援



特定社会保険労務士
社会保険労務士 吉田事務所
吉田 則幸
Noriyuki Yoshida

函館会場

専門分野

人事・労務・雇用・就業管理全般に
関する相談/社会保険・労働保険
手続代行/労使トラブルに関する相談/
個別労働紛争におけるあっせん代理



社会保険労務士
中小企業診断士
エミナ総合法律事務所
佐々木 洵
Jun Sasaki

旭川会場

専門分野

予防法務に徹底した就業規則作成/
問題社員に対する対応/
各種助成金申請及び認定支援/
創業支援



特定社会保険労務士
特定行政書士
社会保険労務士・
行政書士しまや事務所
嶋谷 耕治
Koji Shimaya

帯広会場

専門分野

賃金制度・就業規則等の策定/
人事労務管理・労使紛争等の相談業務/
各種助成金の相談・手続/労働時間制度、
賃金制度等を通じての経営管理



特定社会保険労務士
池田一己社会保険労務士事務所
池田 一己
Kazumi Ikeda

釧路会場

専門分野

就業規則・給与規程・人事考課・退職金
規程他各種規程の制定/個別労働紛争に
おけるあっせん代理/各種助成金申請、
社内活性化のコンサルティング



社会保険労務士
社会保険労務士法人
オホーツク労働事務所津別支店
藤脇 伸一
Shinichi Fujiwaki

北見会場

専門分野

社会保険・労働保険・年金等
相談指導手続/
雇用保険関係各種助成金相談手続/
労使トラブル等相談指導



特定社会保険労務士
奈良岡事務所
奈良岡 敬英
Norihide Naraoka

室蘭会場

専門分野

人事・労務管理に関する相談/
各種助成金制度に関する相談/
高齢者雇用制度等に関する相談

北海道中小企業団体中央会 (北海道最低賃金総合相談支援センター)

道南支部

函館市若松町6番7号 三井生命函館若松町ビル
TEL (0138) 23-2681 FAX (0138) 24-2214

十勝支部

帯広市西3条南9丁目 帯広経済センター
TEL (0155) 22-9666 FAX (0155) 28-3025

網走支部

網走市南3条西3丁目 網走産業会館
TEL (0152) 44-2361 FAX (0152) 61-2168

本部

札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル
TEL (011) 231-1919 FAX (011) 271-1109

上川支部

旭川市常磐通1丁目 道北経済センター
TEL (0166) 22-5601 FAX (0166) 22-5921

釧根支部

釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センター
TEL (0154) 41-1545 FAX (0154) 44-2084

胆振支部

室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター
TEL (0143) 45-8104 FAX (0143) 41-2250